



もうじき冬・到来！ 「冬の暮らしガイド」をお手元に

朝夕の寒暖の差が大きくなるこの時期を迎えると、間もなく寒い冬が到来します。

これからの季節に心配なのが水道管の凍結です。

水道局では、凍結を防ぐための水抜き方法や、もしも凍らせてしまった場合の対処法など水道凍結に関する

情報を、広報誌『広報さっぽろ』12月号の別冊『冬の暮らしガイド』に掲載します。

「もしも」の時のために、電話の横などにおいてご活用ください。



ご家庭の給水装置(蛇口など)の 修理等は皆さまの自己負担となります

- 凍結修理などの費用は、所有者(使用者)の皆さまの自己負担となります。
- 修理等は指定給水装置工事事業者にお申し込みください。
- 指定給水装置工事事業者によって、実施できる修理内容が異なることがあります。希望する修理を行うことができるか、事前に十分ご確認ください。
- 修理等の金額は、修理の作業時間、修理に使用した材料などにより異なります。
- 修理等を依頼する前に、問い合わせされた指定給水装置工事事業者から内容や費用などについて説明を受け、充分納得いただいたから工事を依頼してください。



※指定給水装置工事事業者がご不明なときは、電話受付センターまたはお住まいの区を担当する配水管理課にご相談ください。



札幌市水道のホームページ

札幌市の水道に関する情報を掲載しています。『冬の暮らしガイド』も掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/suido/>

各種届け出・問い合わせ先 **水道局電話受付センター** 電話(011)211-7770 FAX(011)211-7777

引っ越し等の届け出

受付 ▶ 午前8時00分～午後9時00分 無休

- 転出(5日前まで)・転入のとき(市内で転居・市外へ転出・市外からの転入)
- 一時的に水道の使用を休止(1ヵ月以上)又は再使用するとき(出張・入院・冬期間の散水栓など、使用休止期間中の請求を止めることができます)
- 使用者の名義が変わるとき

口座振替・クレジットカード払いに関するお問い合わせ

受付 ▶ 平日 午前8時45分～午後5時15分

道路からの水漏れのご連絡や急な水道故障のご相談
その他水道に関するお問い合わせや詳しい担当先のご案内

受付 ▶ 24時間 無休

相談窓口のご案内

受付 ▶ 平日 午前8時45分～午後5時15分

水道料金のお支払いのご相談	お住まいの区を担当する 料金課 へ
ご家庭の水道工事や故障などのご相談	お住まいの区を担当する 配水管理課 へ

お住まいの区	担当課	電話番号	住所
中央区	中部料金課	211-7200	中央区大通東11丁目
	中部配水管理課	572-7300	南区川沿2条2丁目2-7
南区	中部料金課(川沿分室)	571-9500	南区川沿2条2丁目2-7
	中部配水管理課	572-7300	
北区・東区	北部料金課	762-7200	北区新琴似6条2丁目1-1
	北部配水管理課	762-7300	
西区・手稲区	北部料金課(八軒分室)	611-9500	西区八軒6条西2丁目1-5
	北部配水管理課(八軒分室)	618-7300	
豊平区・清田区	南部料金課	812-7200	豊平区豊平8条10丁目2-1
	南部配水管理課	812-7300	
白石区・厚別区	南部料金課(厚別分室)	891-9500	厚別区厚別中央4条6丁目2-1
	南部配水管理課(厚別分室)	891-7300	

給水装置工事(新設・撤去・改造)の 審査及び検査などのご相談 **給水装置課**へ

お住まいの区	担当課	電話番号	住所	
全区	給水装置課	審査係	211-7081	中央区大通東11丁目 水道局本局庁舎2階
		検査係	211-7013	

このたびお届けした「じゃくち通信」は、(財)札幌市水道サービス協会と北ガスサービス(株)が配布しております。なお、「じゃくち通信」に関するお問い合わせは、発行元である札幌市水道局へお願いいたします。

発行 **札幌市水道局** 札幌市中央区大通東11丁目 Tel.(011)211-7007
URL <http://www.city.sapporo.jp/suido/>



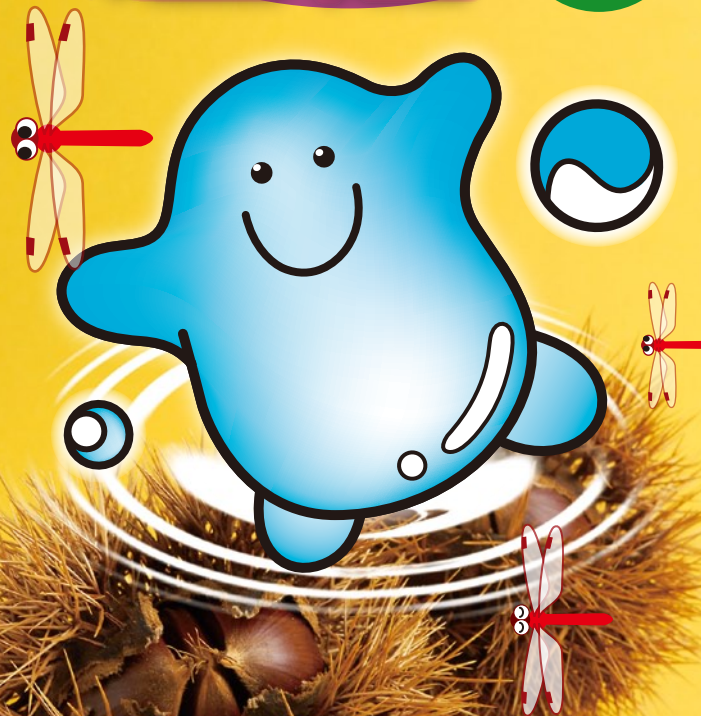
さっぽろ市
02-W00-11-1007
23-3-306

新鮮な水と情報とごけます



じゃくち 通信

平成23年
10月・11月
No.14



ウォッピーは札幌市水道局の公式キャラクターです。

札幌市水道局

札幌市の水道料金

「基本料金」と「従量料金」の2本立てで計算されます。

水道料金は、下水道使用料と合わせて2ヵ月ごとにお支払いいただいております。

料金表と料金の計算方法は以下のとおりとなっておりますので、

お支払額の内訳を確認される際の参考にご利用ください。



「基本料金」とは…

お客様の使用水量の多少とは関係なく、定額をご負担いただく料金です。

「従量料金」とは…

お客様がご使用になった水量に応じた額をご負担いただく料金です。ご使用になられた水量に、1㎡あたり何円と定められた単価を乗じて算出します。

(平成9年4月1日改定)

料金表

水道料金 (1ヵ月につき)

家事用の場合では、1ヵ月あたり10㎡(2ヵ月では20㎡)までは、基本料金の範囲内でお使いいただけます。



区分 用途および メーターの口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)						
		0~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~100㎡	101~500㎡	501~1,000㎡	1,001㎡~
家事用の用 (25mm以下)	1,320円	0円	200円	230円	265円	330円	350円	375円
家事以外の用	20mm以下	2,500円	0円	265円	305円			
	25mm	4,300円						
	40mm	19,000円	0円	330円	0円	360円		
	50mm	49,000円						
	75mm	216,000円			0円	360円		
	100mm	244,000円						
	150mm	511,000円			0円	360円		
200mm	583,000円							
200mmを超えるもの	水道事業管理者(水道局)が別に定める額							
公衆浴場用	1,320円	0円					145円	

※上記料金表で計算された合計額に100分の105を乗じて得た額が料金となります。

(平成9年4月1日改定)

下水道使用料 (1ヵ月につき)

汚水排出量	0~10㎡まで	11~20㎡	21~30㎡	31~100㎡	101~200㎡	201~1,000㎡	1,001~5,000㎡	5,001㎡~
使用料	600円	67円	91円	118円	145円	168円	199円	237円

※上記料金表で計算された合計額に100分の105を乗じて得た額が料金となります。

水道料金を計算してみよう!

水道料金は、使用水量に応じて、左記の料金表により**基本料金**と**従量料金**を計算し、その合計額に消費税相当額(5%)を加えます。

例 一般の家庭で2ヵ月で32㎡ご使用の場合で計算してみましょう。

1ヵ月分は…

1ヵ月の使用水量を、 $32\text{㎡} \div 2 = 16\text{㎡}$ として計算します。

基本料金	従量料金
1,320円	$200\text{円}/\text{㎡}$ (料金表の11~20㎡) $\times 6\text{㎡}$ (16㎡-10㎡) ※1ヵ月10㎡までは0円
	1,200円

2ヵ月分では…

料金表の**従量料金**の水量区分を2倍(2ヵ月分)として計算します。たとえば、次のようになります。

- 1ヵ月10㎡までは0円 → 2ヵ月20㎡までは0円
- 1ヵ月11~20㎡は200円 → 2ヵ月21~40㎡は200円

基本料金	従量料金
2,640円 ^①	$200\text{円}/\text{㎡}$ (料金表の11~20㎡) $\times 12\text{㎡}$ (32㎡-20㎡) ※2ヵ月20㎡までは0円
	2,400円^②

これに消費税相当額を加えた2ヵ月分の水道料金は…

$$(\text{①}2,640\text{円} + \text{②}2,400\text{円}) \times 1.05 (\text{消費税分}) = \text{③}5,292\text{円}$$

※新たに水道を使用する場合やお引越などで使用をやめる場合に、検針日までの使用日数が15日までのとき、基本料金は1/2として計算します。

2ヵ月分のご請求金額は…

水道料金^③と**下水道使用料**を合計した金額になります。
下水道使用料は水道料金と同様の計算方法となります。

下水道使用料	2ヵ月の汚水排出量32㎡で 2,104円^④
--------	---

ご請求金額は **③5,292円 + ④2,104円 = 7,396円** となります。

○本市では、冬期間、積雪などで水道メーターを見ることができない場合は、前回までの検針データから使用水量を推定して請求し、次回のメーター検針時に過不足の精算をさせていただきます。
 ○水道メーターは、敷地内のメーターボックス内に設置しており、2ヵ月ごとに検針しております。メーター設置後、メーターボックスの上に物置や車庫などを建てられた場合は、メーターの検針などに支障をきたすこととなるため、メーターの移設にご協力をいただいております。メーター移設が困難な場合には、メーターの有効期限や設置箇所の環境などにより、データ通信による検針が可能な無線式メーターへ交換できる場合がございますので、お住まいの区を担当する料金課へご相談ください。